

論文梗概

施設コンフリクトにおける薬物依存症当事者の捉え方
—京都ダルクのグループホーム移転をめぐる反対運動に焦点を当てて—

社会学研究科 社会福祉学専攻
2023年度 1309230101
神永 尚輝

福祉事業の開始に伴い、地域住民と事業所間で生じる施設コンフリクトは、各地で起きている。施設コンフリクトに関する先行研究は、主に事業所職員や地域住民を対象にして実施されてきた。しかし、サービスを利用・運営する障害当事者に焦点を当てた研究は、十分でない。そこで本研究では、サービスを利用・運営する障害当事者が、施設コンフリクトにおける、1) 発生要因、2) 対処方法、3) 地域住民との関係をどのように捉えているのか明らかにした。

研究方法としては、京都ダルクのグループホーム移転に際して発生した施設コンフリクトにおける薬物依存症当事者（以下、当事者）を対象にして、エスノグラフィーによる質的調査を実施した。

研究の結果、第一に、施設コンフリクトの発生は、差別・偏見に起因する一方、避けられない事態とも捉えられていることが明らかになった。この背景には、ダルクの「自己の容認」という考え方が関係しており、薬物依存症への差別を内在化させている側面があると考えられた。

第二に、対処方法としては、当事者は地域住民との対話に関与しながら、第三者の仲介を求めていることが明らかになった。しかし、本研究では、仲介者が現れなかったため、当事者は反対運動に直接対峙しなければならなかった。このとき当事者は、ダルクにおける薬物依存症の「回復」の考え方に依拠して、対処していたことが分かった。

第三に、地域住民との関係としては、薬物依存症についての情報を伝えていく役割があると捉えられていた。反対住民の理解が得られなくても、地域住民と共存する実践を模索していることが分かった。さらに、施設コンフリクトを経て、新たな関係が創造されることを重視していることが明らかになった。

本研究を通して、施設コンフリクトにおける当事者の捉え方には、薬物依存症の障害特性とダルクの当事者団体としての考え方が影響していることが分かった。したがって、施設コンフリクトの研究では、障害特性や団体の考え方を踏まえて、分析していく視座が求められると考えられた。社会福祉実践／政策における課題としては、1) 薬物依存症への差別・偏見を生み出す薬物教育やマスメディアのあり方を改善し、2) 当事者が反対住民との対話に関与しながら、第三者による仲介の仕組みを整備し、3) 社会福祉教育による理解を促す啓発活動ではなく、共存のための仕組みの創造、が求められていることが示唆された。

施設コンフリクトにおける薬物依存症当事者の捉え方
—京都ダルクのグループホーム移転をめぐる反対運動に焦点を当てて—

社会学研究科 社会福祉学専攻
2023年度 1309230101
神永 尚輝

目次

序章 研究の背景	1
第1章 施設コンフリクトをめぐる先行研究	
1. 先行研究の批判的検討	2
2. 本研究の目的	4
第2章 研究の方法	
1. 調査研究対象	6
2. 反対運動の概要	6
3. 研究の方法	9
4. 分析の視点	10
5. 倫理的配慮	11
第3章 研究の結果	
1. 発生要因	12
2. 対処方法	15
3. 地域住民との関係	18
終章 結論	
1. 本研究の成果	22
2. 研究・政策／実践上の意義	24
注	27
謝辞	28
引用文献	29

序章 研究の背景

戦後、精神障害者の多くは、1950年成立の精神衛生法のもと、社会防衛の観点から精神病院に収容される事態が生じていた。しかし、宇都宮病院事件を契機に、1987年に精神衛生法が精神保健法に改正され、第1条では社会復帰の促進が謳われた。1993年に障害者基本法が成立し、精神障害者が社会福祉政策の対象として法的に位置づけられた。1995年には、精神保健福祉法が成立し、同法では、精神障害者の医療及び保護、社会復帰の促進に加え、自立と社会経済活動への参加の促進が明記された。

ところが、社会復帰のための施設（本研究において、「施設」とは入所施設だけでなく、グループホームや地域の日中活動系事業所も含む）を建設する際に、地域住民からの反対運動に伴い、設置事業所と地域住民による衝突、すなわち、施設コンフリクトが発生することがある。毎日新聞が実施した全国調査では、精神障害者施設の反対運動は、1998年から1999年にかけて、少なくとも83件発生していることが明らかにされた（毎日新聞1999c）。

これに対して、国は2004年「精神保健医療福祉の変革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策を示した。2006年には、国際連合総会において障害者権利条約が採択された。同条約の第19条では、「自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン」が明記されており、「障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利」が定められている。

2013年には、日本では障害者権利条約の批准に向けて、障害者差別解消法が成立した。同法の付帯決議では、「国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと」と示されている。障害者差別解消法の第14条には、国及び地方公共団体に対して、「障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図る」と明記された。このように、日本では、精神障害者の処遇について、入院医療中心から地域生活中心の政策が展開しつつある。これは、障害者の自立した生活と地域生活へのインクルージョンという国際的な動向に準ずるものである。

ところが、野村（2013）が2010年に実施した精神障害者施設のコンフリクトの発生状況の調査によると、精神障害者施設の建設において「苦情や反対運動があった」事業所は、247施設中26件（10.5%）に上る。毎日新聞が2014年から2019年にかけて自治体を対象に実施した調査では、障害者施設を巡って全国21都府県で68件の建設反対運動が発生していたことが明らかになった（毎日新聞2019b）。2021年には、施設コンフリクトをテーマにした映画『不安の正体 精神障害者グループホームと地域』が公開された（飯田2021）。この映画では、地域で起きている反対運動や説明会における反対住民の肉声を交えつつ、施設コンフリクトの実態が詳細に描かれている。

したがって、施設コンフリクトは過去の問題ではなく、精神障害者の社会参加を促進しようとする現在において発生している、まさに現代的な課題である。

第1章 施設コンフリクトをめぐる先行研究

第1章では、先行研究を整理し検討した上で、本研究の目的について論じる。

1. 先行研究の批判的検討

施設コンフリクトについて、大島（1992：122）は、「精神障害者（施設）と住民間の葛藤や軋轢」、古川ら（1993：3）は「社会福祉施設の新設などにあたり、その存在が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存在の同意と引き換えに大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域との間での紛争状態」、小澤（2001：3）は「障害者施設の設置にあたり、地域住民との間で反対運動などの問題（摩擦）が発生すること」と定義している。

先行研究を受けて、野村（2013：44）は、施設コンフリクトとは、1）施設とその周辺住民との間で発生し、2）施設とその周辺住民との目標に相違があり、3）それが表出していることにより、4）当事者がその状態を知覚している状態であると整理し、定義した。

施設コンフリクトに関する先行研究を分析すると、1）発生要因、2）対処方法、3）地域住民との関係に分類することが可能であると筆者は考える。そこで以下では、この分類に応じて先行研究を整理して、検討しよう。

1. 1. 発生要因

第1に、発生要因についての研究をみていこう。

まず、和田（1992）は、施設コンフリクトの発生要因として精神障害者に対する不安を指摘している。すなわち、精神障害者が地域住民に危害を及ぼしたり、迷惑をかけたりするのではないかという不安である。留意すべきことは、精神障害者を不安の対象とすることを「偏見」と決めつけるべきでないという指摘されている点である。精神障害者への不安感情には、情報不足や誤解から発生するものと、憎悪を伴う偏見から導かれる二つの種類があるということである。和田は、これらの相違点を冷静に見極める必要があると述べた。なお、不安や偏見の対象となる障害当事者の視点に基づく研究はない。

次に、古川・庄司・三本松（1993：14）の研究では、施設コンフリクトの理論的枠組みが提示されている。反対運動が発生する以前の施設側と地域側の関係性は、施設コンフリクトに影響を与えるという。施設コンフリクトにおける地域住民の反対理由には、1）建設決定の手続き、2）地域住民への説明/方法、3）地域住民の理解度（誤解、偏見、差別意識等）、4）建設工事の影響、5）地域環境、6）居住環境への悪影響、7）建設にかかわる利権、8）住民利用施設への要求があることが示されている。しかし、反対理由には、建設される施設の利用者の属性、例えば、障害特性が影響を及ぼすと考えられる。施設利用者の属性という視点に基づいた検証が必要である。

さらに、小澤（2001）は、施設コンフリクトを生み出す要因として、偏見・スティグマ・差別といった社会意識を指摘している。偏見の特徴として、1）十分な根拠がないこと（不十分な情報による判断）、2）非好意的な感情や態度をもつこと、3）場合によっては非好意的な行動を伴うことが示されている。精神障害者に対する偏見には、新聞や雑誌などのマスコミによる事件報道の影響が強く、正しい情報を提供しても、即座に解消するとは

限らないという。偏見によって他者に付与されるスティグマとは、「ある人が、他の同類の人々と異なっていることを示す、望ましくないと思なされる徴」のことである。

スティグマを社会的に分析したゴッフマン（1963=1970）は、スティグマは、行為者の相互作用過程を通して生じると述べている。このスティグマ論に依拠すると、施設コンフリクトは、スティグマを負わせる地域住民とスティグマを負わされる精神障害者との相互作用の結果、生じる問題と捉えることが可能である。偏見・スティグマが拒否的な意識を示すのに対し、差別は、具体的な不平等・不利益を示す用語であると小澤は言う。すなわち、偏見・スティグマに基づいて、施設コンフリクトという差別が発生していると考えられている。なお、偏見・スティグマを負わされる障害当事者の視点から施設コンフリクトの発生要因を検証した研究はない。偏見・スティグマの対象となる障害当事者に焦点をあてた研究が必要である。

1. 2. 対処方法

第2に、対処方法についての研究を検討しよう。

まず、和田（1992）も仲介者の役割を指摘している。和田によれば、施設コンフリクトの解決プロセスとして、施設コンフリクトの当事者同士が接触しないことを指摘している。当事者同士が接触しないことによって、新たな施設コンフリクトの発生を防ぐべきであると述べている。そして、施設コンフリクトの当事者間における妥協点として、それぞれの利害を客観的に考慮することのできる第三者の介入が大きな役割を果たすと主張した。

和田の指摘する仲介者として、行政関係者を挙げているのが大島（1992）である。大島の調査では、精神障害者との日常的な接触体験を持っているほど、精神障害者を受け入れる意識が向上し、社会的距離が縮小することが明らかにされた。地域住民との関係が良好な施設では、日常的に施設を地域社会に開放し、地域住民との良好な関係を築くために努力していることが指摘されている。地域社会への働きかけによって、地域住民と精神障害者との接触体験が増加し、地域住民からこれまで以上の理解と認識が得られると、大島は述べている。大島は、施設と地域住民との架け橋となる調整役として保健所や自治体などの関係機関を挙げている。自治体や行政による関与は、福祉のまちづくりや地域活動の展開に影響力をもつことがあると主張する。

さらに、野村（2013：104）の研究では、精神障害者を対象とした授産施設の施設コンフリクトにおいて、行政関係者が仲介者となることによって合意形成に至ったという分析がなされている。野村が研究対象とする事例では、都道府県や市町村の委託事業でなくとも、行政が積極的に施設コンフリクトに関与していることが示されている。行政が仲介者となったことが、合意形成に至った主要な要因であり、施設側と地域住民側が良好な関係を構築できている理由の一つだと野村は主張する。

これらの施設コンフリクトの対処方法における先行研究は、仲介者、とくに行政関係者の役割を指摘している。しかし、行政関係者以外の仲介者や仲介者が不在であった場合の研究は不十分である。

1. 3. 地域住民との関係

第3に、地域住民との関係についての研究をみていこう。

まず、古川・庄司・三本松（1993）の研究では、施設コンフリクトの発生と展開を「コンフリクト空間」と「コンフリクト時間」という枠組みを用いて概念化している。「コンフリクト空間」において、「迷惑」意識をもち、施設建設への反対運動を示すのは、施設建設地に隣接する地域住民だということである。これが施設コンフリクト要因を形成する一要素の「住民意識Ⅰ」であり、「各論反対」（ホンネ）」だと述べられている。

一方、施設建設地の隣接地域より外側に位置する連合町内会レベルの範囲では、施設から空間的距離が存在することもあり、隣接する地域住民とは異なった意識である「住民意識Ⅱ」が見られるという。これは「タテマエ」としての「総論賛成」の意識をもち、施設建設地に隣接する地域住民（「住民意識Ⅰ」）に対する非難、あるいは施設に対する支援を行うこともある。連合町内会レベルの外側には、政治・行政の姿勢やマスコミや支援団体などが存在し、施設建設に影響を及ぼすと指摘されている。つまり、施設建設地に隣接する地域住民は反対運動を示す一方、施設建設地から少し離れた町内会レベルの範囲では施設建設に賛成することがあるという。ただし、古川らの研究は、2事例で実施されており、さらなる検証が求められる。

次に、野村（2013）は、高知県において実践された施設コンフリクトのマネジメント手法に焦点を当てながら、環境省から示されている化学物質におけるリスクコミュニケーションという方法を採用することを提案している。リスクコミュニケーションとは、「個人、集団、組織間でのリスクに関する情報および意見の相互交換プロセス」である（日本リスク研究学会 2008:279）。野村によれば、リスクコミュニケーションでは、「リスクの特質についての多種多様なメッセージと、厳密にリスクについてではなくても、関連事項や意見またはリスクメッセージ（リスクの特性についてのメッセージ）に対する反応やリスク管理のための法的、制度的対処への反応についての他のメッセージ」が伴う。リスクコミュニケーションに依拠して、施設コンフリクトの関係者間での信頼を醸成することが、精神障害者施設における施設コンフリクトの合意形成で有効だと主張した。しかし、差別や偏見に基づく施設コンフリクトにおいて、差別や偏見を負わされる施設利用者の存在は、リスクでない。福祉施設のコンフリクトにおける地域住民との関係について、環境型施設とは異なるアプローチを研究する必要がある。

2. 本研究の目的

社会福祉領域における施設コンフリクトの先行研究において、福祉施設の施設コンフリクトとゴミ処理場や発電所等の環境施設の施設コンフリクトは明確に区別されておらず、類似する現象として扱われてきた。しかし、環境施設の施設コンフリクトが科学的に予想可能な現象に対する反対運動であるのに対して、福祉施設の施設コンフリクトは、発生要因として偏見・スティグマ・差別があると考えられる。つまり、環境施設の施設コンフリクトと福祉施設の施設コンフリクトは、質的に異なる現象だと筆者は考える。

福祉施設に関わる施設コンフリクトの発生によって、最も社会的不利益を被るのは、サービスを利用・運営する障害当事者である。この点は、施設コンフリクトの研究において、十分に焦点が当てられてこなかった。先行研究では、当事者という用語は施設の職員や地域住民等を含んだ概念として、十分に考慮されずに使用されてきた。この結果、施設コン

フリクトをめぐる先行研究では、福祉サービスを利用したり、運営したりする障害当事者の視点から分析した研究は、実施されていない。

したがって、先行研究の批判的検討を踏まえて、本研究では、福祉サービスを利用・運営する障害当事者は、施設コンフリクトの、1) 発生要因、2) 対処方法、3) 地域住民との関係をどのように捉えているのか、ということをも明らかにすることを研究目的とした¹⁾。

第2章 研究の方法

第2章では、研究の方法として実施した調査研究の概要について述べよう。

1. 調査研究対象

本研究の調査対象は、京都ダルクのグループホーム移転に際して発生した施設コンフリクトである。ダルクは、薬物依存症の当事者団体であり、薬物依存症は、その疾患になったこと自体に伴い強いスティグマや偏見に晒される場合が多い。ダルクの施設コンフリクトを研究対象とすることは、最も熾烈な偏見・スティグマ・差別による反対運動の実態を解明できると共に、福祉サービスを利用・運営する障害当事者による捉え方を明らかにすることが可能である。以上の理由から、京都ダルクのグループホーム移転に伴う施設コンフリクトを調査対象とした。

ダルクは、薬物依存症のリハビリテーションを行う民間の施設である。特徴的な点は、スタッフの多くが薬物依存症の（回復した経験を持つ）当事者であり、セルフヘルプグループとしての側面を有することである。ダルクは1985年に近藤恒夫が東京に開設したのを契機に、2018年時点で60程度の運営団体が90施設を運営しており、活動は全国に広がっている（加藤2018:41）。各ダルクに上下関係はなく、それぞれのダルクが独立して運営されており、対等な関係を形成している。このため、各地のダルクの運営方針や活動内容は様々である。各団体に共通するのは、1）毎日ミーティングを行うこと、2）薬物をやめたい仲間の手助けをすること、3）「どんな薬物依存症者でも、プログラムに従って徹底的にやれば必ず回復できる」という希望のメッセージを伝えることである。

ダルクにおける回復の考え方には、薬物依存症の当事者会であるナルコティクスアノニマス（以下、NA）の「12ステップ」²が強い影響を与えている。

『ダルク デイケア・センター ミーティング・ハンドブック』（以下、ミーティング・ハンドブック）には、1）自分がアディクトであり、アディクションに対して無力であることを認める、2）自分の力だけでは、使わないこと（回復）ができないと知り、私たち自身より上の力の必要性を感じ、信じる、3）行動をもって新しい生き方を始め、実践して任せるとまとめられている。

京都ダルクは、2003年に加藤武士が開設した。現在行っている主な事業は、1）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、2）相談援助事業、3）ボランティア等の回復プログラム、4）京都府薬務課、京都市との共同事業、5）薬物依存症・薬物乱用に関する啓発活動の5つである。1）については、2か所の介護包括型共同生活援助事業（以下、グループホーム）と、1か所の自立訓練事業（以下、デイセンター）を実施している。2024年3月末の時点でグループホームの入居者は9名、デイセンターの通所登録者は12名である。

本研究では、京都ダルクのグループホーム移転に際して発生した施設コンフリクトに焦点をあて、薬物依存症当事者（以下、当事者）を研究対象とした。

2. 反対運動の概要

京都ダルクの旧グループホームは、2003年の開設当初から利用していたため、老朽化していた。入寮者の健康面や安全面を考慮し、新たなグループホームとなる賃貸物件を探していた。しかし、グループホームの指定を受けるための法律上の基準を満たす物件を探すことが困難であることに加え、「京都ダルク」という名前を伝えると、断られることがたびたび生じていた。一方、法人の財政状況を考慮した際、新築の建設が可能であったため、木造二階建て、定員8名のグループホームの建設の計画に至った。

2018年4月16日、京都ダルクは、建設予定地である向島の地域住民に対して、解体・新築工事の説明文書の配布をする挨拶周りを行った（表1を参照）。この際に、地域住民は、京都ダルクのグループホームが向島に建設されることを初めて知ることになった。すぐに騒動になり、反対運動が生じた。京都ダルクは、地域住民から説明会の開催を求められ、2018年4月19日、自治会館にて最初のグループホーム建設説明会が開かれた。

最初の説明会を受けて、同年4月24日に予定されていた解体工事は延期になった。地域住民は、「向島地区ダルク対策委員会」を組織した。その後、同年5月31日と7月18日に説明会が開催され、地域住民の代表者との話し合いの機会が設けられたが、議論は平行線に終わった。和解の糸口は見えないまま、同年7月26日には、向島の自治会が建設反対の署名（1万4千人）を京都市に提出した。この頃には、街中に反対運動のビラが貼られるようになった。2019年1月には、反対運動が収まらないなか、京都ダルクは向島の土地より好条件の土地を西浦町に発見し、京都ダルクは建設計画を変更することになった。

2019年7月30日、西浦町に計画変更をした京都ダルクは、建設予定地の近隣マンションの自治会に対して、説明会を実施した。その後、地域住民は「京都ダルク更生施設対策協議会」を発足させ、地域住民に反対運動の署名や「建設反対」のビラ貼りの要請をし、ビラが街中に貼られた。

京都ダルクは2008年に、西浦町にデイセンターを設置し、約10年間、活動してきた。西浦町には、京都ダルクの活動に賛同する地域住民も生活している。この結果、ダルクの活動に対する賛成/反対する地域住民同士が対立することになり、両者に深い溝が生まれることになった。

2020年1月には、新型コロナウイルスの流行に伴い、反対運動は縮小傾向になった。このため、2020年4月には、新グループホームの工事が開始され、同年9月から稼働することになった。

表1 グループホーム移転における京都ダルクと反対運動の動向

年	月	日	内容
17	12	17	不動産会社より、物件の紹介を受ける。
18	1		物件を見学
18	1	16	京都市役所建築審査課、障害保健福祉推進室に相談する。地元の了解を得るために地元自治会長を通じて説明をすること、自治会については区役所の「まちづくり推進室」を紹介される。
18	1	17	伏見区役所まちづくり推進担当に相談、「地元自治会に説明をしたいので連絡をとってほしい」と希望する。

18	1	22	建築審査課から「決済が下りた（用途規定に適合している）」との連絡を受ける。
18	1	22	伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当者から「向島学区の市政協力委員（町内会長）・自治連合会会長は話を聞く気はない」と伝えられる。地元自治会長の連絡先を教えてくださいとお願いしたところ、「地元自治会長の連絡先は（プライバシー保護の観点から）教えられない」と電話にて連絡を受ける。
18	4	16	近隣への解体・新築工事の説明文書の配布 建設計画が明らかになると、向島地区の住民は「事前の説明が十分ではないと猛反発。住民たちは「リハビリ施設（ダルク）建設断固反対」のビラなど反対運動を開始する。
18	4	19	自治会館にてグループホーム建設説明会
18	5	22	向島の住民代表者との話し合い
18	5	30	デイセンターにて、向島自治会役員 4 名、京都市障害福祉推進室、不動産管理会社経営者、住民側の弁護士が来所し話し合いが行われる。「向島の不動産を買い取る」「不動産管理会社が関わる」「白紙撤回をしてほしい」という住民側の要求に対して、「あくまでもグループホームを建設したい」という平行線に終わる。
18	5	31	小学校にてグループホーム建設説明会
18	7	18	小学校にてグループホーム建設説明会
18	7	26	向島の自治会が建設反対の署名（1万4千人）を京都市に提出
18	8	1	向島にて工事の開始
18	8	10	自治会館にてグループホーム建設説明会
18	9	3	向島の住民代表者との話し合い
18	9	18	向島ダルク対策委員との面談
18	10	12	自治会館にて説明会
18	11	6	自治会館にて説明会
18	12	10	自治会館にて説明会
19	1		西浦町の土地を見つける。 向島の土地よりも京都ダルクにとって立地が良く敷地も広いため、西浦町への建設計画の変更する。
19	6		西浦町の土地の物件契約
19	7	30	西浦町のマンション自治会を対象に説明会を開催する。 その後、建設反対のポスターが貼られるようになる。
19	8		京都ダルクスタッフが建設予定地の学区会長、副会長に挨拶
19	8	7	公園にて、夏祭りの集いに参加
19	8	13	西浦町街づくり推進会と話し合い
19	8		龍谷大学にて説明会
19	9		西浦町 6 丁目の自治会が単独で協議会の反対運動には協力しない旨の文

			書を配布
19	9		龍谷大学にて説明会
19	9	18	建設予定地の学区が主催した住民説明会（300名弱が参加） *西浦町6丁目の会長は説明会の案内の回覧を回すことを拒否
19	11	7	住民説明会を開催（170名参加）
20	4		グループホームの着工
20	9	1	グループホームの稼働

3. 研究の方法

本研究では、藤田・北村（2013）を参考にし、エスノグラフィーによる質的調査を実施した。具体的には、1）京都ダルクのデイプログラムや地域での活動の参与観察、2）京都ダルクのスタッフを対象にした半構造化インタビュー、3）京都ダルクの機関紙等の資料の収集・分析、である。1）と2）の詳細は、以下の表2、3、4の通りである。

2）のインタビュー対象者について、全員が薬物依存症の当事者であり、京都ダルクの利用を経た後にスタッフとして働いている。Aさんは、約19年前に京都ダルクに入寮し、現在は共同施設長として京都ダルクの中心的役割を担う。Bさんは、約17年前に京都ダルクに入寮し、現在は共同施設長である。CさんとDさんは、2016年に京都ダルクの利用を開始し、Cさんは2018年から、Dさんは2024年からスタッフとして働いている。

分析は、佐藤（2008）と古川・庄司・三本松（1993）を参考に実施した。まず、インタビューデータについて逐語録を作成した。次に、佐藤（2008）に依拠してコード化した。具体的には、古川ら（1993）におけるコンフリクト発生の「前段階」、「設立段階」、「開設後」の時系列を基本としながら、先行研究の検討から導き出された、1）発生要因、2）対処方法、3）地域住民との関係の3つの分析テーマに焦点を当てて、コーディングを行った。

表2 参与観察の実施

内容	実施期間	実施日
デイプログラム	2023年11月～2025年1月	毎週水曜日（計43日）
地域のお祭り	2023年11月～2024年4月	計7回
NAミーティング	2023年11月～2024年12月	4つのグループにて計14回
カフェでのボランティア協働	2023年11月～2024年12月	毎週木曜日（計27日）

表3 インタビュー対象者

氏名	性別	年齢	立場	実施日	インタビュー時間
Aさん	男性	50代	共同施設長	2023年11月1日	1時間48分
				2024年2月14日	1時間25分
				2024年6月26日	1時間16分

Bさん	男性	50代	共同施設長	2023年12月28日	1時間4分
Cさん	男性	50代	スタッフ	2024年11月20日	1時間40分
Dさん	男性	30代	スタッフ	2024年7月17日	25分

表4 インタビューガイド

プロフィール

- ・お名前と年齢（生年月日）を教えてください。
- ・いつからダルクに関わり始めていますか。
- ・どのような立場でダルクに勤務していますか。

京都ダルクについて

- ・京都ダルクの活動の始まり、これまでの歴史、理念、活動内容、職員数、利用者数を教えてください。
- ・どのような予防・啓発事業をおこなっていますか。
- ・医療や心理の専門家とはどのように連携されていますか。

地域コンフリクトについて

- ・向島での反対運動の経緯を教えてください。（いつ始まり、どのように展開したのか）
- ・京都ダルクの反対運動をいつ知りましたか。
- ・反対運動についてどのように感じましたか。
- ・反対運動がおこったとき、地域社会とのかかわりがありましたか。
- ・反対運動について、地域社会に憤りはありませんでしたか。
- ・反対運動について、職員同士でどのような話し合いがありましたか。

地域コンフリクト後について

- ・反対運動があった地域に残った理由などはありますか。
- ・反対運動が終わって間もないころ、地域社会とのかかわりがありましたか。
- ・現在、地域社会とどのように関わっていますか。（自治会やイベントへの参加等）
- ・地域社会に期待することはありますか。
- ・行政に期待することはありますか。
- ・コンフリクトによって皆さん傷つかれていると思いますが、そのような痛み皆さんどのように対処されていますか。
- ・どのような思いで、清掃活動や地域貢献の活動をされていますか。

*その他、地域社会と京都ダルク関係者の関係形成に関わる質問を随時行う。

4. 分析の視点

分析の視点は、1) 薬物依存症の障害特性と、2) ダルクの当事者団体としての思想が、

施設コンフリクトの捉え方にどのように影響しているのかということに焦点を当てた。

第1に、障害学の社会モデルの観点では、社会的不利益は個人の障害特性と社会との相互作用の結果であると捉えられている（長瀬 1999）。社会的不利益の表出や経験の仕方は、障害特性によって異なる。したがって、施設コンフリクトにおいても、障害特性に着目しながら、分析を行った。

第2に、相良（2019）によると、「回復」とは、薬物依存がなくなることではなく、薬物依存を伴いながら新たな人生の再構成を目指す創造的な過程であり、日常生活の場面において、「回復」の考え方が現れていることが示されている。本研究においても、ダルクの当事者団体としての「回復」の考え方が、施設コンフリクトの捉え方にも影響を与えていると考え、分析を行った。

5. 倫理的配慮

本研究は、同志社大学社会学部・社会学研究科倫理審査委員会の審査の承認を受けている（申請番号：2023_0007）。承認前の調査については、日本社会福祉学会の倫理規定に即して調査を行った。インタビューの協力者には、研究の趣旨、研究への参加は任意であること、答えたくない質問は答えなくてよいこと、調査対象者が研究に参加しないことによって不利益な対応を受けることはないこと、研究の途中でも自由に研究から離脱することができること、を文書と口頭にて説明し、同意の署名を得て調査を行った。

なお、本発表に関連し開示すべきCOIはない。

第3章 研究の結果

第3章では、研究の結果を述べたい。本研究の結果は、1) 発生要因、2) 対処方法、3) 地域住民との関係の3つに分けて記述する。

なお、データについて括弧内にデータを得た日付を記載する。例えば、2023年11月1日のインタビューデータは(2023.11.1.)と表記する。

1. 発生要因

第1節では、発生要因についてみていこう。

1. 1. 差別・偏見

第1に、当事者は、施設コンフリクトの発生要因には、差別や偏見があると捉えていることが分かった。

地域住民への説明会では、以下のような反対意見が京都ダルクに寄せられた。

「絶対に向島にダルクを建てないでください。もっと人気の無い孤島とか人が居ない場所に行ってください。」(2018.7.18.小学校でのグループホーム建設説明会)

「もしも建設されたとして、ダルクの方(薬物依存症)がうろうろ街を歩かれるのが不安。ダルク入居者の方はわかるTシャツや服を着て歩かせてください。そうすれば揉め事も減りますし、普通に歩かれるのは不安でしかないです。あなたの家の横にこんな施設ができてYESと言えますか?人のいない山奥に建設すべき!」(2018.7.18.小学校でのグループホーム建設説明会)

「私は第一種身体障害者一級ですが、福祉の仕事に従事しています。薬物依存の人達が同じように障害者という枠にいる事が納得できません。貴方達は犯罪を犯して自ら障害を持った人達です。これは差別ではなく区別です。私たちの町にダルクはいらない。絶対反対。」(2018.7.18.小学校でのグループホーム建設説明会)

上記の反対住民の意見について、共同施設長のBさんは、次のように語った。

Bさん：彼ら(筆者注：反対住民)は犯罪者というのと、あとはテレビで植え付けられたようなイメージっていうのを持って、そういう差別しにかかっている。(2023.12.28.)

Bさんは、約17年前に利用者として京都ダルクに入寮し、京都ダルクが西浦町にデイセンターを開設する以前から、京都ダルクに関わっている。その後、当事者スタッフとして、約15年間、京都ダルクで働いてきた。京都ダルクのグループホーム移転を巡る反対運動の根底には、薬物依存症やダルクに対する差別や偏見があったと、Bさんは捉えていた。他の当事者の中にも、差別や偏見が施設コンフリクトの発生要因と捉えている人がいた。

Cさんは、過去の違法薬物使用者は現在も犯罪者であるというイメージがもたれている

と捉えていた。Cさんは、2016年に利用者として京都ダルクに参加するようになった。反対運動が発生した直後の2018年の6月にスタッフとなっている。Cさんは、祭りなどの地域との関わりにおいて中心的な役割を担った。筆者は、Cさんと関わる機会も多く、インタビューの際には、気さくに語ってくれた。

Cさん：薬物依存症イコール違法薬物っていう認識が強すぎる強いつていうのはね、あると思う。（中略）間違えてはないけど（笑）。実際そんなばっかりやけど（笑）。でも違法薬物っていうイメージが強いでしょ。（2024.11.20.）

ダルクの利用者のなかには、違法薬物の依存症の当事者がいる。しかし、アルコールや市販薬・処方薬の依存症者がいることも事実である。ダルクの利用者ならば犯罪者であると捉えるのは、誤った認識であり偏見に基づくが、地域住民は、このように捉える傾向があるという。

Cさんは、薬物依存症への差別や偏見の発生要因には、マスメディアや薬物乱用防止教育の影響があると捉えていた。

筆者：反対運動がどうして、起きてしまう要因みたいなのは何？

Cさん：まあでもテレビやろ。マスメディア。と、その「ダメ絶対」とかで今まで薬物に関して薬物を使った人がどうなるんかっていうイメージを、作られてるやんか。それやと思う。（中略）で違法薬物使ったら、どうなってしまふんやっていうイメージは植え付けられてるでしょう。が偏見を生むっていうのかな。（2024.11.20.）

当事者は、薬物依存症への差別や偏見によって、施設コンフリクトが発生していると捉えていることが明らかになった。

施設コンフリクトの発生によって、最も社会的不利益を被るのは当事者である。当事者は、反対住民に対して恐怖心を抱いていた。Aさんは、施設コンフリクトを通して、心的苦痛を負ったと語った。Aさんは、約19年前に京都ダルクに利用者として入寮したが、現在は、共同施設長の一人であり、京都ダルクの中心的な役割を担う。

Aさん：1回目の（筆者注：説明会の）ときは、ほんまにひどかったから。（略）僕だってね、朝ゴミ捨て行って、おはようございますって、いつもの近所のおじさんおばさん、いつも普通と一緒によ。僕はその瞬間に、おはようございますって言ったけど、この人たちも俺の正体を知ったら、昨日のあいつら（筆者注：反対住民）みたいに豹変するのかなって、すごい怖くなった。あの感覚はね、何とも言えないね。（2024.2.14.）

もう一人の共同施設長であるBさんも、同様のことを語った。

Bさん：一言で言うと最初はもう怖い。怖いという感じが僕にはありました。（2023.12.）

当事者は、差別をする反対住民に対して恐怖心を抱いており、それは言葉で表現できなかったという。

1. 2. 避けられない事態：自己の容認

第2に、当事者は、ダルクの「自己の容認」という考え方に依拠し、反対運動の発生は避けられない事態だと捉えていることが分かった。

ダルクは、薬物依存症の回復施設である。毎日、「12ステップ」に基づく『ミーティング・ハンドブック』を読み合わせて、ミーティングを行っている。『ミーティング・ハンドブック』の項目の一つに「自己の容認」がある。

「今日、自分自身を受け入れることの最初のステップは、自分がアディクトであるということを受け入れることです。回復する価値のある人間として、自分自身を受け入れることができるようになるには、まず私たちの病気や、それに伴って生じるすべての問題を受け入れなければなりません。」（特定非営利活動法人 北海道ダルク（年代不明））

「自己の容認」とは、自分自身を薬物依存症者であると認めること、ありのままの自分が回復する価値のある人間であると受け入れること、依存症という病気やそれに伴うすべての問題を受け入れようとする考え方である。Aさんは、「自己の容認」に依拠して、自分自身を依存症者と認めていた。加えて、自らが犯罪者であるとも考えていた。

筆者：この（犯罪者である、であった）自覚ってというのは？

Aさん：ありますよ。みんなあるんじゃないかな。（2024.6.26.）

当事者は「自己の容認」という「回復」の考え方に依拠しながら、自らが薬物依存症者・犯罪者であるという自己認識を形成していた。

「自己の容認」には、他者の容認に繋がるのが指摘されている。『ミーティング・ハンドブック』における「自己の容認」の末尾には、「私たちが自分自身を受け入れたとき、多分生まれて初めて、無条件に他人を自分の生き方の中に受け入れることができるようになります。」と記されている。

Aさん：僕は12ステップをもとに（筆者注：反対運動を）考えたときに、『これは正しい。自分が正しくて相手が間違っている』なんて風には思えへん。（略）僕は今はもう、差別やと思ってなくて、その人の考え方っていう話。（略）それもやっぱりその考え方はどっから来てはるんやっていうと、やっぱりこの「12ステップ」をやってきた結果かな。（2024.6.26.）

Aさんによれば、反対する地域住民の意見を完全に否定できないという。Aさんは、施設コンフリクトの当初、反対住民に対して「分からしたならあかんっていう気。どっちが

正しいかっていう考え」（2024.11.1.）をもっていたという。しかし、「回復」の考え方に依拠したとき、「反対住民も正義である」と理解するようになり、反対住民の考えを容認するようになった。

「自己の容認」における、「依存症という病気やそれに伴うすべての問題を受け入れようとする」という考え方には、薬物依存症への差別や偏見がある現実社会を受け入れることが含まれるという。

Aさん：かつては、差別なんか良くないに決まってるじゃないですか。無くならなきゃいけないでしょと。じゃあ、なくなってるのかっていう話ですよ。スティグマ、ない方がいいでしょう。ほな、ないんかという話。

筆者：現実にはある。

Aさん：ある。だから、なくなることを望む、願うよりか、現実あることを受け入れて、あるがままに生きていくことの方が、どっちが楽ですか僕が。

筆者：やっぱ自分が楽に生きれるように。

Aさん：そのためのこれやからね。

筆者：「12ステップ」がですよ。（2024.6.26.）

すなわち、「自己の容認」とは、自然体の自分を認めることを通じて、ありのままの他者や現実社会を受け入れること意味する。この結果、当事者は、施設コンフリクトの発生は避けられない事態と捉えることになるのではないか。

Aさん：でも俺たちのことに関しては、ある程度自分たちもしょろがないなとは思う。（2023.11.1.）

筆者：なんで反対されるのかがわからないっていう感じではないですか？

Bさん：いやいや、理解できないってことはないですよ。（2023.12.28.）

Cさん：隣に犯罪を犯したことがある人に来られるのは怖いっていうのは、事実やん。（2024.11.20.）

当事者は、「回復」の考え方に依拠して、施設コンフリクトの発生を捉えることを通じて、薬物依存症への差別を内在化させている側面があると考えられた。

2. 対処方法

第2節では、施設コンフリクトへの対処方法についてみていこう。

2. 1. 当事者の関与と第三者としての仲介者

第1に、当事者は、地域住民との対話に関与しつつ、第三者としての仲介者が必要であると捉えていることが分かった。

当事者は、彼らのみで反対運動に対処することは困難であると指摘していた。この背景には、当事者が、「薬物依存症者は犯罪者である」という自己認識をもち、当事者が地域

社会に受け入れられにくい現実があると認識している状況がある。

Aさん：当事者がそれ（筆者注：反対運動に対処すること）をやったらね、何かおかしくなると思う。（略）「この人（筆者注：薬物依存症者）たちのこと、もうちょっと理解してあげてほしい」、当事者の僕がやったら胡散臭いわげやん、犯罪者やで。僕がただの支援者やったら、それ、もっとガンガン言えた。当事者がゆえに、非常にやっぱ言いづらい。（略）言えるわけないよ。なぜなら私が当事者やから。（2023.11.1.）

施設コンフリクトの先行研究では、行政が仲介者として施設と反対住民との間に介入することによって、合意形成に向かうことが指摘されていた。本研究でも、京都ダルクは、建設計画の段階で反対運動が発生することを予期して、市役所に事前に相談していた。

向島での建設計画時、地元自治会にグループホーム建設の説明を実施するために、市役所に自治会長を紹介してもらうように依頼した。プライバシー保護の観点から、市役所は自治会長と連絡をとり、その後、市役所は、京都ダルクに「当該地区の町内会長・自治会連合会長は話を聞く気がない」と伝えた。再度、京都ダルクは、地元自治会の連絡先を市役所に尋ねたが、プライバシー保護の観点から断られた。このため、事前に地元自治会と連絡を取ることはできなかった。その後、京都ダルクは向島で福祉サービスを行う、社会福祉法人イエス団（以下、愛隣館）に相談をした。

愛隣館はNAのミーティング会場になっており、京都ダルクのスタッフと繋がりがあった。愛隣館の施設長の提案もあり、京都ダルクは、市町村社会福祉協議会（以下、社協）に相談をした。社協は、事前に地域住民に対して特別の説明会をする必要はなく、「向こう三軒両隣」の挨拶を建設の直前にするのみで十分ではないかと主張し、これ以上の進展は見られなかった。この結果、京都ダルクは仲介者が不在のまま、地域住民と直接対峙をせざるを得ない事態に陥ることになった。

2. 2. ハイヤーパワーを信じ任せる

第2に、当事者は「無力を認めハイヤーパワーを信じ任せる」という「回復」の考え方に依拠して、施設コンフリクトに対処していたことが分かった。

「無力を認めハイヤーパワーを信じ任せる」とは、「12ステップ」において、以下のステップ1, 3, 12に代表される考え方である。すなわち、ステップ1は、「私たちは、アディクションに対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた」、ステップ3は、「私たちは、私たちの意志といのちを、自分で理解している神の配慮にゆだねる決心をした」、ステップ12は、「これらのステップを経た結果、スピリチュアルに目覚め、この話をアディクトに伝え、また自分のあらゆることにこの原理を実践するように努力した」（Narcotics Anonymous World Services, Inc. 2009）ということだ。

「12ステップ」に基づく「回復」の考え方では、自らがアディクション（依存症）に対して無力であることを認めること、自分よりも偉大な力（ハイヤーパワー）が依存症という狂気から正気に戻してくれると信じること、この「12ステップ」の原理を自らに関

するあらゆることに使用する努力をすることが重視されている。

当事者が主体的に反対運動に対応するのは困難であった。繰り返し説明会を開催したが、反対運動が収束することはなかった。この過程でAさんは、反対住民とは分かり合えないこと、すなわち、反対住民に対して無力であることを認める必要があると語った。

Aさん：この問題で感じたのは、反対してる人たちも正義なんだよ。（略）かつての僕ならば、自分がやってること、法律でもね、自分は間違っていないんやっていうことを全面的にアピールして、真っ正面切って戦うやり方やったけど、でもやっぱ、それでは駄目だろうと。（略）新しいアイディアや、他人を理解するっていうこと。（2024.2.14.）

続けて、Aさんは、12ステップの考え方に依拠し「ハイヤーパワーを信じ任せること」が重要だと述べる。1回目の説明会では、反対住民から「次はこんなもんで済ませへんぞ」と言われた。このときの恐怖心を抱えながら2回目の説明会に臨むと、ハイヤーパワーが助けてくれたと捉えていた。

Aさん：ほんで、小学校の体育館に行って、（筆者注：2回目の説明会を）やったのよ。でもね、あのときも神様が味方してるなっていうふう感じた。これね、夕立がすごかった。雷が。それであいつら（筆者注：反対住民）の声がかき消された。俺はそのときね、助けられてるなと思ったね。（2024.2.14.）

反対運動が収まらない状況で、2020年には新型コロナウイルスが流行した。コロナウイルスの影響によって、地域住民による反対運動は実施が困難になり、弱体化していった。この経験について、Bさんは、ハイヤーパワーが味方してくれたと捉えていた。

Bさん：その年の8月ぐらいまでやったから、工事が。全然まだ世の中の的には（筆者注：新型コロナウイルスの流行によって）それどころじゃないみたいな感じになって、それも僕たちにとっては味方してるなってなって。（2023.12.28.）

当事者は、反対住民に対しての無力さを認めていた。繰り返し説明会を開催しても、反対住民からの理解は得られない。反対運動の過程のなかで、地域住民の主張も正当性があり、変えることは不可能であると考え、「ハイヤーパワーを信じ任せる」ことによって対処していた。具体的には、当事者は、夕立によって反対住民の怒号が聞こえなくなかったことや、新型コロナの影響で反対運動が弱体化したことをハイヤーパワーによるものと認識していた。

ダルクには「平安の祈り」、すなわち、「神様、私にお与えください。自分に変えられないものを受け入れる落ち着きを。変えられるものは変えてゆく勇気を。そして二つのものを見分ける賢さを。」(Narcotics Anonymous World Services, Inc. 2009)という考え方がある。「平安の祈り」の考え方に依拠すれば、現実の生きづらさと適切な距離を取ることが重要である。すなわち、反対運動と距離を取るために「ハイヤーパワー」が必要だと

捉えられていた。

3. 地域住民との関係

第3節では、地域住民との関係についてみていこう。

3. 1. 地域住民からの理解にとらわれない

第1に、当事者は、反対住民に対して、必ずしも理解を求めているわけではないことが分かった。

『ミーティング・ハンドブック』の「自己の容認」には、「もはや私たちは他人に認めてもらおうと努力しなくてもいいのです。なぜなら、私たちはありのままの自分に満足しているからです」と記述されている。依存症は、他人に認めてもらおうとする生き方のなかで生きづらさを感じ、依存症に陥ってしまうと捉えられている。誰かに理解されるように生きることは、「回復」を辿る薬物依存症者にとって、「回復」以前の、かつての自分に戻されることに他ならない。Aさんは、施設コンフリクトにおける地域住民との関係においても、理解を求める必要はないと考えていた。

Aさん：もっと知って必要があるよとか、なんでよって。知ってもらってももらえへんもないんやと、ここにあるんや、ここにいるんやから、その事実だけなんよ、本当は。
(略) 僕は最終的にはそういう考えに落ち着いたかな。(2023.11.1.)

Aさん：誰にも理解してもらわなくてもいいですしね。納得してもらえなくてもいいですよ。ただいるだけですよ。(2024.6.26.)

前述した「平安の祈り」の考え方に依拠すれば、反対住民は「自分に変えられないもの」に相当する。当事者は、反対住民を受け入れており、必ずしも反対住民の理解を求めているわけではない。理解は得られなくても、他の地域住民と同様に、同じ地域で暮らしていくことを望んでいた。さらに、施設コンフリクトを解決する必要がないとも捉えていた。

Aさん：今でも思っているけど、僕がやることは、問題が解決することではないと。問題が問題でなくなることが解決というか、解決じゃないけどね。(略) その問題が問題でなくなれば問題じゃないわけや。解決っていうか解決しなくていいから。
(2024.6.26.)

Aさんの施設コンフリクトの捉え方の背景には、「12ステップ」の考え方があると考えられる。「12ステップ」の意義は、依存症者が生きやすくなることである。どのようにすれば薬物を使わない生活をするができるのか、どのようにすれば自分が生きやすくなるのか、という問いが「12ステップ」の根底にはある。

Aさん：例えば、そのコンフリクト問題に直面している施設。これは僕たちは12ステップグループを通じてやってるから、そうなのよ。問題でない、なくなることを。だから一般の人たちは、その問題をどう解決していくかっていうのが、

筆者：重要な視点になるけど。

Aさん：このプログラムは、そういうことじゃないから。

筆者：問題を問題じゃなくする。

Aさん：なくなれば問題ではないっていう。

筆者：なるほど、だから解決とかじゃないんだな。

Aさん：そう。（2024.6.26.）

当事者は、この「回復」の考え方にに基づき、反対住民の理解が得られなくても、地域で共存する実践を模索しており、施設コンフリクトを問題とは捉えていないことが分かった。

3. 2. 変えられるものを変えていく

第2に、当事者は、ダルクや薬物依存症についての情報を地域社会に伝えていくことが、自分たちの役割であると捉えていることが分かった。

京都ダルクは、2008年に出羽屋敷町から西浦町にデイセンターを移転した。その後、京都ダルクは約10年間、西浦町に活動の拠点を置いている。しかし、西浦町でも反対運動が発生した。これを受けて、BさんとCさんは、ダルクや薬物依存症についての情報を地域社会に伝えていくことが、自分たちの役割の一つだと捉えていた。

Bさん：これ（筆者注：反対運動）は確かに差別ではあるんだけど、その出所はやっぱり無知ってところだと思います。知らないっていうこと自体に関しては、誰であっても別に悪いことじゃないじゃないですか。知っていけばいいっていう話で。そう考えたときにはね、やっぱり自分たちの役割はあるんやろうなとは思うんですよね。僕たちはここで回復していくことが目的だけでも、その回復できるんだということをやっぱり知らせていくっていうのもやっていかな。（略）ダルクこんなとこなんやなど、わりと喋って別にあれやな、というのはわかってもらえると思うんですよね。見た目、確かにガラの悪いのいてるかもしれへんけど、それはやっぱり触れ合う中で実際見てもらったら、いけるんちゃうかなと思いますね。（2023.12.28.）

Cさん：もう十何年、ここ（筆者注：西浦町）でやってたにもかかわらず、グループホームを建てるってなったらそう（筆者注：反対運動に）なった。いやでも反対運動あったから、あっこの、あれはダルクなんやっていうことは、みんな知ってるわけですよ。で、（筆者注：グループホームが）できて三年経ったわけでしょう。僕らがそこを使い出して、ずっと知ってて、使い出して、あの人（筆者注：反対住民）たちは今、その反対運動の時と同じように、僕たちに反感、同じようなあのレベルで怖いと思ってるのかってっていうのは、多分知って見てるだけで多分下がってると思う。それが、10年15年経ったら、ダルクはそこにあるもんなんや、に変わっていくんやと思う。（2024.11.20.）

地域住民に対して情報を伝える役割は、「平安の祈り」における、自分に「変えられる

ものを変えてゆく」ことに相当する。京都ダルクでは、ダルクや薬物依存症の情報を伝える場として、地域の祭りなどの行事へ参加し、清掃活動を行ってきた。

3. 3. 新たな関係の創造

第3に、当事者は、施設コンフリクトによる新たな関係の創造を重視していることが分かった。

本研究では、施設コンフリクトを契機に、福祉サービスを提供する社会福祉法人や大学の学生団体との新たな関係を生み出していた。当事者は、新たな関係が創られている状況を踏まえて、施設コンフリクトを肯定的に捉えていた。

「旧年は京都ダルクの移転問題や代表理事の交代などがあり、私たちにとっては本当に色々なことがあった一年でした。そんな中でも、色々な応援の言葉をいただいたり、ご心配のメッセージをいただいたり、沢山の新しい出会いもありました。そのことを考えるとそれほど悪いことばかりではなかったようにも思えます。」（京都ダルクニューズレター No89.2019.2.）

施設コンフリクトを通して、当事者は心的苦痛を負ったが、施設コンフリクトによって、新たな関係が生まれているという点で、恩恵もあったと捉えていた。

具体的には、愛隣館とのつながりである。施設コンフリクトが発生した後、愛隣館の施設長から向島の地域住民との交流の場として、愛隣館の祭りへの参加の誘いがあった。

「その頃、京都ダルクは向島でのグループホーム建設に対する反対運動の渦中にありました。反対運動では地域に無数に貼られたチラシや、説明会での厳しい言葉など、僕たちには辛いことが沢山あり、これが現実なのかと痛感しました。そんな中、向島の住民の方たちと交流を持てるようにと愛隣館の平田さんからお声をかけて頂き参加したのが始まりです。」（京都ダルクニューズレター No104.2021.8.）

令和6年度の愛隣館の祭りにも、京都ダルクは出店している。愛隣館との関係性は、現在も続いている。施設コンフリクトを契機に、愛隣館との新たな関係が創造されていることが明らかになった。

あるいは、京都文教大学地域連携学生プロジェクトREACH（以下、REACHと略）とも新たな関係が創られていた。REACHは、京都文教大学の学生であった中村詩帆が立ち上げた学生団体である。REACHは京都ダルクの施設コンフリクトを契機に活動を開始した。

「2018年、初夏。京都文教大学にほど近い向島地域で京都ダルクのグループホーム建設反対運動が巻き起こりました。（略）それから半年間の準備期間を経てスタートしたのが地域連携学生プロジェクトREACHです。」（地域連携学生プロジェクトREACH 2020年3月号 Vol.1）

REACHの主な活動内容は、レジンアクセサリーの作成と販売である。REACHは、2023年度末に活動を終了した。しかし、在籍していたメンバーとの関係は継続しており、月に1度、レジンアクセサリーを作成し、地域の祭りで販売している。

京都ダルクの当事者は、これらの新たな関係性について、次のように語った。

Cさん：で結局、反対運動はなくなったじゃないですか。で僕らに何が残ったん？っていうと、愛隣館とは、より強い関係になってるし、もうREACHはちょっと残念なことになったけど、あの個人的にはREACHの子らと連絡取ろうと思ってたまにね。（略）だからそこだけが残った。その僕らを支援してくれてる、応援してくれてる人らはちゃんと残ってるっていうことで、そっち側はちゃんと信じれるようになっていて、逆に。これがすべてなんやなって思った。（2024.11.20.）

当事者は、薬物依存症者への差別・偏見である施設コンフリクトの発生と、京都ダルクを支援してくれる人々が、共存する地域社会を受け入れていた。

終章 結論

終章では、本研究の成果を先行研究と比較した上で整理し、研究上の意義を述べ、社会福祉実践と政策への示唆について論じたい。

1. 本研究の成果

第1節では、本研究の成果を整理する。

1. 1. 発生要因

第1に、本研究では、当事者は施設コンフリクトの発生要因を差別や偏見であると捉えていることが分かった。この結果は、施設コンフリクトを生み出す社会意識が偏見・ステイグマ・差別であることを明らかにした小澤（2001）の研究成果と重なる点であった。ただし、本研究では、当事者が、施設コンフリクトを避けられない事態としても認識していることが明らかになった。この捉え方には、薬物依存という特性とダルクの「自己の容認」という考え方が影響していると考えられた。

星加（2007）は、障害学において、ディスアビリティとインペアメントとの関連を述べている。ディスアビリティは、個人の外部として社会に内在する障壁に起因すると捉えられてきたが、星加は、インペアメントに関わる「個体的条件」が非制度的位相におけるディスアビリティに影響を与えると述べている。すなわち、ディスアビリティとは、個々の主体と社会との間の複数の主体間の特定の関係に関わる概念だと主張した。差異をもつ身体は、社会的な価値に基づく「否定性」を付与されることによって、ステイグマとしてのインペアメントとなると星加は主張する。星加の議論に依拠すると、施設コンフリクトに直面した当事者は、他者との非制度的な相互行為のなかで、否定性を付与されたインペアメントを通じて、アイデンティティを形成することになり、ステイグマを内面化する事態を招くと考えられる。

施設コンフリクトの発生要因の一つは、薬物依存症に対する差別や偏見である。薬物依存症というインペアメントに対して「犯罪者」という否定的価値が付与され、依存症に起因する様々な社会的不利益は自己責任の問題として捉えられることになる。この結果、施設コンフリクトの発生は避けられない事態と捉えられることになるのではないかと考えられた。

施設コンフリクトの発生は差別や偏見に起因するにも関わらず、避けられない事態と捉えることは、当事者自らが差別や偏見を内在化させる危うさがあると考えられる。しかし、当事者の関心は、差別や偏見がある世界で、どのように自分が生きるか、薬物を使わない生活を営むことができるかにある。このため、差別や偏見を内在化したとしても、「回復」の考え方に基づいて、差別や偏見が問題にならないと考えられる。したがって、差別や偏見に対応するために、当事者団体と連帯しながら、当事者の権利を代弁しうる第三者機関の設置が求められるのではないかと考えられた。

1. 2. 対処方法

第2に、対処方法については、当事者は、反対住民との対話に関与しながら、第三者が仲介することが必要だと捉えていることが明らかになった。当事者は、施設コンフリクト

を主体的に解決するのは困難だと捉えている。前述したように、当事者は、薬物依存症への差別や偏見を内在化させる構造がある。そこで、利害関係のない第三者機関である行政や社協関係者による仲介が必要だと捉えられていることが分かった。この結果は、大島（1992）、和田（1992）、野村（2014）の研究成果と重なる。ところが、本事例では仲介者が得られず、当事者は反対住民と直接対峙することを余儀なくされ、心的苦痛を抱えることになった。

仲介者による支援が得られないなかで、当事者は、「ハイパーパワーを信じ任せる」というダルクの「回復」の考え方に依拠して、問題に対処しようとしていた。施設コンフリクトという否定的な経験も、「回復」の考え方に依拠しながら、強かに対応していることが分かった。

京都ダルクの当事者による地域コンフリクトの捉え方は、地域コンフリクトに直面する他の事業所に以下のような示唆を与える。すなわち、当事者は差別のある現実を受け入れていたが、このことは彼らが差別を容認することを必ずしも意味しない。当事者も、差別はなくなったほうが望ましいと考えているが、現実社会において差別を完全に解消することは極めて困難だとも捉えている。差別のある世界において、どのように生き延びるのかという点が当事者にとってより重視されるようになったと考えられる。したがって、反対住民と折り合いがつかない地域社会の中で、彼らとどのように共存していくのかという視点が求められるのではないだろうか。

1. 3. 地域住民との関係

第3に、地域住民との関係の捉え方としては、当事者は、反対住民の理解が得られなくても、地域住民と共存する実践を試みていることが分かった。その上で、薬物依存症についての情報を地域社会に伝えていく役割があると認識していた。さらに、施設コンフリクトを経て、新たな関係が創造されることを重視していることが分かった。

まず、古川ら（1993）の研究では、施設建設地に隣接する地域住民は反対を示す一方、連合町内会レベルの範囲では、賛成の意識をもつことが明らかにされた。しかし、本研究では、グループホーム建設地の連合町内会レベルの範囲において、反対運動が発生していた。西浦町の施設コンフリクトでは、京都ダルクのデイセンターがある地区は、グループホームの建設を支持していた。すなわち、日常的に関係を構築することによって、差別・偏見が解消される可能性があることが示されていた。

次に、本研究では、当事者が、必ずしも施設コンフリクトを解決する必要がないと捉えていることが明らかになった。当事者は、地域住民に理解されることよりも、地域社会における一市民として地域住民と共存する実践を試みていた。野村（2013）は、近隣住民との関係形成においてリスクコミュニケーションによる信頼の醸成が重要だと述べている。しかし、差別や偏見に基づく施設コンフリクトでは、当事者と反対住民との間に信頼関係を構築することは、現実的でない。奥村（1998）は、「理解」は、「他者」と「共存」するための技法の一つだと論じ、「理解」することと、「共存」することとは異なると主張する。他者を「理解」することは原則的に不可能であり、「理解」できない他者とも「共存」することができると奥村は述べている。この議論に依拠すると、京都ダルクの当事者

は、地域住民から「理解」されることを求めるのではなく、地域社会の一市民として「他者」と「共存」する道を模索していると考えられる。

さらに、当事者は、地域のお祭りなどを通じて、ダルクや薬物依存症についての情報を伝えていくことが自分たちの役割であると捉えていた。当事者は、差別や偏見を内在するだけではない。差別や偏見に対して、長期的に地域住民と関わることで、地域の一主体としての共存する方法を模索していた。池田ら（2021）は、偏見を減らすことのできる現実的な方法の一つとして、オルポートの「接触理論」を引用している。京都ダルクの地域住民との関係は、「接触理論」に基づく実践の一つであると考えられる。京都ダルクによる地域住民との接触という戦略が、差別や偏見を減らすための重要な実践として再評価されるべきだろう。

最後に、本研究では、当事者は、施設コンフリクトを通して、地域社会との間に新たな関係が創造されることを重視していることが明らかになった。京都ダルクは、施設コンフリクトを契機に、愛隣館やREACHとの新たな関係を構築していた。この結果は、野村（2015）による主張と重なる。野村の指摘する「新たなつながり」とは、「住民同士の新たなつながり、行政と賛成派住民および反対派住民とのつながり、法人関係者と住民とのつながり、精神障害者当事者会および家族会と賛成派住民とのつながり」と「法人と関係機関、人とのつながり（法人－県－市－社会福祉協議会等の関係機関－精神障害者家族会－医療機関ソーシャルワーカー－他障害者施設）」である。京都ダルクと愛隣館との新たな関係は、「法人－他障害者施設」のつながりに相当する。ただし、京都文教大学のREACHは、地域住民・関係機関でない、施設コンフリクトによる「新たなつながり」は、様々な関係者を巻き込む可能性があり、この点は、施設コンフリクトの積極的な側面だと考えられる。

2. 研究・政策／実践上の意義

第2節では、研究・政策／実践上の意義について論じよう。

2. 1. 研究の意義

研究上の意義としては、まず、本研究を通して、施設コンフリクトの、1) 発生要因、2) 対処方法、3) 地域住民との関係のそれぞれに薬物依存症の障害特性とダルクの当事者団体としての思想が、影響を与えていることが明らかになった。古川・庄司・三本松（1993）の研究における、施設と地域社会との関係規定要因の施設側には、当事者の障害特性や団体の思想は含まれていない。施設コンフリクト研究では、サービスを利用・運営する障害当事者の障害特性や団体の思想に留意する必要があることが示唆された。

次に、本研究において、薬物依存症の当事者視点に基づいた施設コンフリクトの対処方法を提示したことは、社会学領域におけるダルク研究にとって意義がある。すなわち、ダルクの思想は、「回復」や生活だけではなく、地域との関係においても影響を及ぼすことが明らかになった点が重要だ。今後のダルク研究では、ダルクの思想と地域社会との関係という観点から分析する必要がある。

最後に、本研究は、当事者と障害特性、すなわち、インペアメントと施設コンフリクトによるディスアビリティとの関係を明らかにした。星加（2007：312）によれば、「相互行

為場面や内的解釈の過程におけるインペアメントの意味付与」が、ディスアビリティに影響を与えるという。本研究は、この一例を示しており、非制度的な相互行為に伴うディスアビリティの発生過程に着目する研究において意義がある。

2. 2. 社会福祉政策／実践への示唆

社会福祉政策／実践への示唆としては、まず、施設コンフリクトを予防する必要がある。当事者は、施設コンフリクトによって心的苦痛を負っており、施設コンフリクトは発生しないに越したことはない。当事者は、施設コンフリクトの発生について、差別・偏見に起因すると捉えていた。地域住民がもつ薬物依存症への差別・偏見には、精神病院に収容される精神障害者という属性と、現在も刑務所に収監される犯罪者という属性を関連させた、否定的イメージがあると考えられる。

西浦町の施設コンフリクトにおいて、デイセンター付近の地域住民は、グループホームの建設を支持していた。この背景には、約 10 年間、京都ダルクと関わっていた状況がある。すなわち、直接関わることによって、差別や偏見を解消することが可能ということだ。このためには、地域の多様な関係者が当事者と関わりをもつ機会や場所をつくる必要があるといえる。

また、当事者は、地域住民がもつ差別・偏見が、マスメディアや薬物乱用防止教育によって発生する、と捉えていた。マスメディアや薬物乱用防止教育が形成する薬物依存症者のイメージは、現実とは異なるものである。差別や偏見を生まないために、薬物依存症に関わる正確な情報を基づいて、報道・教育を行う必要がある。特に、薬物教育においては、薬物使用の防止だけでなく、薬物依存からの回復に重点を当てたプログラムが開発される必要があるだろう。

次に、施設コンフリクトが発生した際の問題解決の仕組みを整備する必要がある。施設コンフリクトに対処するためには、行政などの第三者機関が仲介する仕組みが制度化される必要がある。本研究では、京都市役所と京都市社会福祉協議会による対応や姿勢では、当事者にとっては不十分であることが示された。行政や社協は、施設コンフリクトにおける仲介者の役割として積極的役割を担う責任があると考えられる。障害者差別解消法の付帯決議では、「国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底」することと明記された。ただし、当事者は、地域住民との対話に関与することを希望している。したがって、当事者が地域住民との対話に関与しながら、第三者が仲介する仕組みを保障しうる法的整備が求められるだろう。

さらに、本研究を通して、施設コンフリクトが発生した地域において、異なる主体が共に存在することが可能であることを示した。奥村（1998）によれば、「共存」と「理解」は異なる。つまり、互いの理解が困難であっても、共存することは可能である。このための社会的な仕組みを整備する必要があるだろう。

2. 3. 研究の課題

最後に、本研究の課題について述べたい。

まず、本研究では当事者団体の運営責任者の語りを中心に検討してきた。しかし、施設

コンフリクトの際に、グループホームに居住していた当事者の語りについては、十分な調査を行うことができなかった。

次に、本研究では当事者に焦点を置いたため、当事者以外の関係者の捉え方を取り上げることはできなかった。施設コンフリクトは、当事者だけでなく、地域住民にも大きな影響を与えることが考えられる。特に、西浦町における施設コンフリクトでは、地域住民の間で賛成派と反対派に分断された経緯がある。地域住民等の施設コンフリクトの捉え方を検証する必要がある。

また、本研究では、京都ダルクの団体内の変化を分析することはできなかった。施設コンフリクトへの対処の過程において、団体内の結束があったという語りがあった。施設コンフリクトにおける団体内・地域社会の変容も研究対象とする必要がある。

そして、本研究をダルク研究の一部とみなしたとき、他のダルクの施設コンフリクトを対象に入れ、検証することが求められる。

注

1) 本研究の成果の一部は、日本社会福祉学会第 72 回秋季大会の自由研究において発表した(神永 2024).

2) NAにおける「12ステップ」とは、以下の通りである.

- ステップ 1. 私たちは、アディクションに対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた.
- ステップ 2. 私たちは、自分より偉大な力が、私たちを正気に戻してくれると信じるようになった.
- ステップ 3. 私たちは、私たちの意志といのちを、自分で理解している神の配慮にゆだねる決心をした.
- ステップ 4. 私たちは、徹底して、恐れることなく、自分自身のモラルの棚卸表を作った.
- ステップ 5. 私たちは、神に対し、自分自身に対し、もう一人の人間に対し、自分の誤りの正確な本質を認めた.
- ステップ 6. 私たちは、これらの性格上の欠点をすべて取り除くことを、神にゆだねる心の準備が完全にできた.
- ステップ 7. 私たちは、自分の短所を取り除いて下さい、と謙虚に神に求めた.
- ステップ 8. 私たちは、私たちが傷つけたすべての人のリストを作り、そのすべての人たちに埋め合わせをする気持ちになった.
- ステップ 9. 私たちは、その人たち、または他の人々を傷つけないかぎり、機会あるたびに直接埋め合わせをした.
- ステップ 10. 私たちは、自分の生き方の棚卸を実行し続け、誤ったときは直ちに認めた.
- ステップ 11. 私たちは、自分で理解している神との意識的ふれあいを深めるために、私たちに向けられた神の意志を知り、それだけを行っていく力を、祈りと黙想によって求めた.
- ステップ 12. これらのステップを経た結果、スピリチュアルに目覚め、この話をアディクトに伝え、また自分のあらゆることにこの原理を実践するように努力した.

(Narcotics Anonymous World Services, Inc. 2009)

謝辞

本論文は、さまざまな方々にお力添えいただいたおかげで執筆することができた。初対面の私を快く受け入れてくださったカズさん。初めてのインタビューに緊張する筆者に対して丁寧に答えてくださったユズさん。そして日頃温かく受け入れてくださる京都ダルクのみなさま。さらに京都ダルクと筆者を繋げていただいたバザールカフェの松浦千絵さんに感謝申し上げたい。

鈴木良先生には、研究計画から論文の執筆まで、たくさんのご助言をいただき、手厚い指導を受けた。本研究は、鈴木先生のおかげで開始することができた。また、永田祐先生のおかげで、本研究は地域福祉という幅を持つことができた。廣野俊輔先生には私が学部生のときを含めて5年間、さまざまな時間を共有させていただいた。これまでの廣野先生の指導に厚く御礼申し上げたい。

本論文では、京都ダルクの施設コンフリクトに焦点をあてる過程で、アディクトが持つ力強さと生活上の困難を垣間見た。「仲間」と力を合わせつつ、依存症の「回復」という掴み切れないものを目指す、神秘さと尊さを忘れることないだろう。私にとって、ダルクやNAの考え方とアディクトの生き方は、良い影響を与えてくれた。京都ダルクに関わることができたハイヤーパワーに感謝したい。

最後に、本研究にご協力いただいた京都ダルクのメンバーと関係者の皆様、研究を通じて私と関わっていただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

引用文献

- ダルク編（2018）『ダルク 回復する依存者たち』明石書店
- 藤田結子・北村文編（2013）『現代エスノグラフィー 新しいフィールドワークの理論と実践』新曜社
- 古川孝順・庄司洋子・三本松政之編（1993）『社会福祉施設－地域社会コンフリクト』誠信書房
- Goffman, E. (1963) *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall, Inc. (=1970, 石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティー——』せりか書房.)
- 池田喬・堀田義太郎（2021）『差別の哲学入門』アルパカ
- 池原毅和（2023）「施設コンフリクトの実態」『Human rights』 419,15-20
- 飯田基晴（2021）「不安の正体 精神障害者グループホームと地域」映像グループ ローポジション
- 神永尚輝（2024）「施設コンフリクトの当事者による捉え方 Xダルクのグループホーム移転における反対運動に焦点を当てて」『日本社会福祉学会第 72 回秋季大会報告要旨集』（日本福祉大学）,A12-03.
- 加藤武士（2018）「第 2 章 私たちの回復とは」ダルク編『ダルク 回復する依存者たち』明石書店
- 川島聡・長瀬修仮訳（2008）「障害のある人の権利に関する条約」
- 近藤恒夫（2000）『薬物依存を超えて 回復と再生へのプログラム』海拓舎
- 京都ダルク「京都 DARC NEWS」No. 1-119
- 京都文教大学・短期大学社会連携部フィールドリサーチオフィス,地域連携学生プロジェクト事務局（2020）『地域連携学生プロジェクトREACH2020年3月号 Vol. 1』
- 長瀬修（1999）「第 1 章 障害学へ向けて」『障害学への招待-社会、文化、ディスアビリティ』明石書店
- ナルコティクスアノニマス日本 ホームページ (<https://najapan.org/df1>)
- Narcotics Anonymous World Services, Inc. (2009) 『NA ホワイトブック』
- 日本リスク研究学会（2008）『リスク学用語小辞典』丸善
- 野村恭代（2013）『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践』明石書店
- 野村恭代（2015）「施設コンフリクトを契機とした新たなつながりの創造」『社会福祉研究』123, 65-72
- 大島巖編（1992）『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設－「施設摩擦」への挑戦』星和書店
- 小澤温（2001）「施設コンフリクトと人権啓発－障害者施設に関わるコンフリクトの全国的な動きを中心に－」『部落解放研究』138, 2-11
- 特定非営利活動法人北海道ダルク（年代不明）『ダルクデイケア・センター ミーティング・ハンドブック』
- 相良翔（2019）『薬物依存からの「回復」-ダルクにおけるフィールドワークを通じた社会

学的研究』ちとせプレス

佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社

和田修一（1992），「コンフリクトを生み出す社会的要因と解決プロセス」，大島巖編（1992），『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設－「施設摩擦」への挑戦－』，星和書店，193-202

47NEWS「ワイドショーも報じた『依存症施設反対』のその後『一緒にできること』で見つけた理解への一歩」2021. 8. 7 (<https://nordot.app/795494056192884736?c=39546741839462401>)

京都新聞「◎薬物依存『日常のなかで回復』 宇治 京都ダルク支援語る」2018. 7. 27

京都新聞「◎薬物依存症患者の社会復帰を支援 京都ダルク，向島に移転へ『活動に理解を』，住民は反対」2018. 8. 3

京都新聞「◎取材ノートから 報道部 三鼓慎太郎 『京都ダルク』移転 施設側と地元住民溝深く」2018. 9. 19

京都新聞「ぐぐっと京都 京都ダルク 信用獲得へ着実 昨秋稼働の施設 薬物依存回復向け共同生活」2021. 6. 6

京都新聞「脱薬物依存 ありのままの姿 京都ダルクの日常 舞台化 あすから中京で公演 利用者自ら出演し表現」2019. 8. 16

毎日新聞・中部朝刊「精神障害者作業所新設など，107施設で『人権摩擦』－毎日新聞全国調査」1999. 2. 20a

毎日新聞・北海道朝刊「[解説] 政策転換遅れ，偏見根強く－精神障害者施設の新設で『人権摩擦』」1999. 2. 20b

毎日新聞・大阪朝刊「精神障害者の施設新設で反対の『人権摩擦』83件 『計画通り』わずか2割」1999. 2. 20c

毎日新聞・大阪朝刊「[解説] 障害者との『人権摩擦』 法の精神，浸透せず 国・自治体の啓発急務」1999. 2. 20d

毎日新聞・大阪朝刊「人権摩擦／上 精神障害者施設の建設 力説むなし，すべて拒否」1999. 2. 20e

毎日新聞・東京朝刊「精神障害者の作業所新設など，107施設で『人権摩擦』－毎日新聞調査」1999. 2. 20f

毎日新聞・東京朝刊「優生社会を問う：地域で暮らす/上 障害者拒み，共生遠く 入居者『どこに住めば』」2019. 12. 23a

毎日新聞・東京朝刊「障害者施設反対：障害者施設反対 68件 21都府県，中止・変更 毎日新聞調査」2019. 12. 23b

毎日新聞・東京朝刊「優生社会を問う：地域で暮らす/下 不寛容，障害児にも」2019. 12. 24

中部経済新聞－テキスト版「京都/ダルク新設に住民反対運動/共生へ地域や学生と交流」2021. 7. 23

TVエクスプレスサーチ－大阪版「〈憤懣本舗〉『京都ダルク』新施設建設に住民反発」2020. 1. 20

読売新聞本社・地域版「『ダルク』地域と共生模索 移転先の住民反発 薬物依存症に理解

を＝京都」2019. 3. 2

読売新聞本社・地域版「薬物依存回復 『普通の姿』舞台に 17・18日 京都ダルク 移転中
断で」2019. 8. 11

読売新聞本社・地域版「『ダルク』 近隣移転へ 候補地を変更 薬物依存症 住民に理解訴
え＝京都」2019. 10. 26